

新人委第630号の3
平成28年2月29日

各任命権者様

新潟市人事委員会
委員長 兒玉 武雄

新潟市職員の平成27年勧告改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則の規定による
俸給の特例に関する規則の運用について（通知）

新潟市職員の平成27年勧告改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則の規定による俸給の特例に関する規則（平成28年新潟市人事委員会規則第10号。以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、平成28年2月19日以降は、これによってください。

記

この規則に規定する職員については、新潟市職員の平成26年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年新潟市人事委員会規則第10号）第3条第1項第2号中「対応する俸給月額に」とあるのは「対応する俸給月額（同日が新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第2号）の施行の前日であるときは、同条例第1条の規定による改正前の給与条例の規定による俸給月額。以下この号において同じ。）に」と読み替えて同規則の規定を適用した場合の新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第91号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第8項、第9項及び第10項の規定による俸給の額に相当する額を、同条例附則第9項又は第10項の規定による俸給として支給する。

その他の事項

新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第2号）の施行に伴う平成26年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による俸給の特例に関し、この通知により難しい場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。